

# とちぎUAVフィールド利用規約

## 利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、三好砒業株式会社及び晃洋設計測量株式会社が管理・運営するとちぎUAVフィールド（以下、「飛行場」といいます。）の利用条件を定めるものです。飛行場をご利用の際には、本規約に従って、本飛行場をご利用いただきます。

## 第1条（適用）

本規約は、利用者と飛行場（三好砒業株式会社及び晃洋設計測量株式会社を含む）との間の飛行場の利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。

## 第2条（利用登録）

1. 利用希望者が当飛行場の定める方法によって利用登録を申請し、当飛行場がこれを承認することによって、利用登録が完了するものとします。
2. 利用者は法人に限ります。
3. 当飛行場は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
  - (1) 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
  - (2) 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
  - (3) その他、当飛行場が利用登録を相当でないと判断した場合
4. 利用者登録の有効期間は登録日から2年とします。
5. 利用者が実際に飛行場を利用する際は、別途三好砒山が定める保安規定並びに飛行場が定める運用規定に従うものとします。
6. 飛行場外の砒山内の飛行を希望する場合は、別途本規定の他「とちぎ UAV フィールド 三好砒業内飛行に関する申し合わせ事項」に従うものとします。

## 第3条（保険への加入及び免責）

1. 利用者は、当飛行場を利用するにあたり万が一の事故に備え、保険へ加入すること
2. 当飛行場は、飛行場の利用に関して、利用者と他の利用者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。
3. 当飛行場は、この他、当飛行場、及び飛行に係る事故、紛争に係る一切の責任を負いません。また飛行区域外への施設等への損害が発生した場合も同様とします。
4. 施設内外への損害が生じた場合は利用者が復旧・弁済を行うものとします

## 第4条（利用料金および支払方法）

本飛行場の利用料金は、別途定める「利用料金表」をご参照ください。

## 第5条（禁止事項）

本飛行場の利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) 当飛行場の飛行区域外での飛行及び区域外の撮影
- (4) 当飛行場の運営を妨害するおそれのある行為
- (5) 当飛行場に関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- (6) 駐車場以外の車の乗り入れ、火気の使用、ペットの同伴
- (6) その他、当飛行場が不適切と判断する行為

## 第6条（利用の停止等）

1. 当飛行場は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、利用者に事前に通知することなく本飛行場の利用を停止または中断することができるものとします。

- (1) 当飛行場及び鉾山内の保守点検または更新を行う場合
- (2) 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、当飛行場の利用が困難となった場合
- (3) その他、当飛行場が飛行の提供が困難と判断した場合

2. 当飛行場は、飛行場の利用の停止または中断により、利用者または第三者が被ったいかなる不利益または損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

## 第7条（利用制限および登録抹消）

1. 当飛行場は、以下の場合には、事前の通知なく、利用者に対して、本飛行場の全部もしくは一部の利用を制限し、また利用者としての登録を抹消することができるものとします。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- (3) その他、当社が本サービスの利用を適当でないと判断した場合

2. 当飛行場は、本条に基づき当社が行った行為により利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

## 第8条（内容の変更等）

当飛行場は、利用者に通知することなく、本飛行場の利用の内容を変更または本飛行場の提供を中止することができるものとし、これによって利用者及び第三者に生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第9条（利用規約の変更）

当飛行場は、必要と判断した場合には、利用者に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。

## 第10条（通知または連絡）

利用者と当飛行場との間の通知または連絡は、当飛行場の定める方法によって行うものとします。

## 第11条（権利義務の譲渡の禁止）

利用者は、当飛行場の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

## 第12条（準拠法・裁判管轄）

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 本飛行場に関して紛争が生じた場合には、当飛行場の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

本規定は 平成27年9月1日より施行する。

制定：平成27年9月1日

改訂：平成28年6月1日

とちぎUAVフィールド